

意見書

平成 23 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010(案)」(以下、「本評価結果案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

領域	頁	意見
評価手法全般について	-	<p>【意見】</p> <p>1. 市場支配力の「存在」と「行使」</p> <p>本評価結果案においては、市場支配力が「存在」した場合でも、各種規制等が適用されていることを以って、市場支配力が「行使」される可能性が低いという評価がなされ、「存在」と「行使」を分けた評価方法が継続されています。</p> <p>しかしながら、弊社共がこれまでの競争評価制度(以下、「本制度」という。)で述べてきたように、実際の市場において、市場支配力が「存在」する場合、能動的な「行使」が行われなくとも、その「存在」自体が市場に対して潜在的な影響を与え、競争事業者の参入意欲を削ぐ等の競争阻害的事象の要因になり得ていると考えます。従って、「存在」と「行使」を分けて行う評価は適切でなく、市場支配力の「存在」=「行使」と捉える独占禁止法の考えを踏襲し、市場支配力の「存在」をより重視した上で評価を行うべきと考えます。</p> <p>2. HHIの算出</p> <p>HHIについては、例年通り、個別企業毎のシェアをもとに算出されていますが、NTTグループの市場支配力を正確に評価するためには、NTTグループを一体として算出すべきと考えます。一例として、中継電話市場(市内)において、個別企業毎に算出したHHIは2,228ですが、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿を1グループとして算出したHHIは約2倍強の5,697^{*1}となり、NTTグループとしての市場支配力の影響がより懸念されるレベルとして現れ、市場における評価は一変するものと考えます。市場における競争状況をより精緻に評価するためにも、総務省殿においては、個別企業毎のHHI算出に加えて、グループ企業単位でのHHI算出も行った上で、各市場の評価・分析を行うべきと考えます。</p>

領域	頁	意見
		<p>※1 本評価結果案のNTT東西殿(NTT加入電話部分)、NTT東西殿(0ABJ-IP電話)及びNTTコミュニケーションズ殿(0ABJ-IP電話含む)を合算し、NTTグループシェアを74.2%とし、KDDI殿13.0%、弊社4.8%を基にHHIを算出。</p> <p>3. FTTH市場の重点的な分析・評価</p> <p>本評価結果案における今後の注視事項の中で、「FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性」が示されていますが、メタルから光へのマイグレーションが加速する中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的な存在となっていること、その一方で当該市場におけるNTT東西殿のシェアが設備ベースで77.2%、契約ベースで74.4%(2011年3月末時点)と独占状態にあることは既に明らかとなっており、こうした有効競争が機能しない危機的状況にあることに鑑みれば、可及的速やかに当該市場における競争促進策を導入すべきです。具体的には、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会等において各種提案がなされている、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等のアンバンドルメニューの導入等を早期に実現すべきと考えます。</p>
I 固定通信領域	19	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>固定電話市場を巡っては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展し、同市場における0ABJ-IP電話が増加していくことが予想されるが、0ABJ-IP電話は光ファイバを用いたサービスであることから、今後、ブロードバンド市場との関係を見ていくことが求められる。</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的なサービスであるFTTHについては、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えば0ABJ-IP電話とFTTHサービスとのセット販売、NTT東西のNGN(次世代ネットワーク)の機能を活用したFTTHサービス(フレッツ)と組み合わせて他事業者が提供するISPサービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきている。</p> <p>② このような観点から、引き続き、固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力のブロードバンド市場へのレバレッジの懸念について注視していくことが必要である。</p> <p>また、無線の高速ブロードバンド化が進展する中、固定・移動の融合(FMC)又は競合といった移動体通信領域との関係</p>

領域	頁	意見
		<p>についても今後の動向を把握して行くことが求められる。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東西殿の地域IP網や次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)におけるアンバンドルメニューの不備により、メタルから光へのマイグレーションに伴い、NTT東西殿の提供する0ABJ-IP電話の契約者数は今後も一方的に増加していくことが容易に想定されているところです。この際、116窓口におけるフレッツサービスの勧誘等が見られるように、NTT東西殿が、固定電話市場における市場支配力をFTTH市場においてレバレッジ的に行使していることは明らかであり、極めて問題のある状況と言えます。総務省殿においては、接続事業者が多様なサービスを提供可能となるアンバンドルメニューの追加等接続ルールの整備、ならびに実効性のある機能分離の推進等接続事業者とNTT東西殿利用部門の同等性確保の推進等により、NTT東西殿のこうしたレバレッジの行使の問題について早急に是正措置を図るべきと考えます。</p>
II 移動体通信領域	25	<p>【総務省案】</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信サービス市場においては、NTTドコモが単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① 移動体通信サービス市場におけるNTTドコモの契約数シェアは11年3月末で47.1%(対前年比1.1ポイント減)となっており、減少傾向にあるものの依然として5割近くを占め、他の競争事業者のシェア(KDDI26.8%、ソフトバンクモバイル20.6%)との格差は大きく、引き続き大きな存在となっていると認められる。</p> <p>【意見】</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿と他の事業者とのシェア格差が依然として大きいことから明らかなように、圧倒的な顧客基盤・元国営企業という経歴・保有周波数帯の特性の違い等を背景にしたNTTドコモ殿の市場支配力の存在、それに加え共通ブランド使用、各種セット販売や割引等の推進によるNTTグループとしてグルーブドミナンス行使等によ</p>

領域	頁	意見
		<p>り、市場におけるその地位は依然としてゆるぎないものとなっています。総務省殿においては、ドミナント事業者であるNTTドコモ殿への非対称規制やNTTグループにおけるグループドミナンス行使への措置等、現行の規制が十分に機能しているか否か、競争セーフガード制度における検証と有機的連携を図った上で、十分な分析を行って頂き、追加的なルール整備を早急に行なって頂きたいと考えます。</p>
	26	<p>【総務省案】</p> <p>2. 複数の事業者による市場支配力</p> <p>(2) 市場支配力の行使</p> <p>① 番号ポータビリティ制度の導入に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われてきている。</p> <p>【意見】</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入による経済効果については、昨年度の戦略的評価のテーマの一つとして、分析がなされ、一定の効果があったと評価されているところですが、その一方でメールアドレスが引き継げない、一部移転手続きにおいて時間がかかる等の問題が継続して存在しており、番号ポータビリティ制度導入の効果が依然として制限されているといった実態があります。こうした問題を解決すべく、番号ポータビリティ制度の利用者に対するメール転送サービスの提供や番号ポータビリティの手続きにおける予約番号発行プロセスの簡素化等に向けたルール整備の検討が必要と考えます。</p>
	33	<p>【総務省案】</p> <p>2. 固定電話発携帯電話着の料金水準</p> <p>(1) 固定電話発携帯電話着(以下「固定発携帯着」という。)の通話料金については、図表Ⅱ-25～Ⅱ-27のとおりとなっている。</p> <p>(2) 固定発携帯着の通話料金については、当初、携帯電話事業者のみが料金設定を行っていたが、04年4月から、利用者が事業者識別番号をダイヤルした場合には発信側の固定電話事業者も料金設定を行うことができるようになった。</p> <p>(3) 携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、</p>

領域	頁	意見
		<p>特に傾向の変化は見られない。</p> <p>【意見】</p> <p>固定電話発携帯電話着料金の問題については、長期にわたる議論や大臣裁定等を踏まえ、選択中継サービスの導入や発側事業者への料金設定権の移行等の結果、競争が加速度的に進展したところです。むしろ、現在、料金設定権の問題について対処が必要な領域は、加入電話と異なり、利用者がマイライン的に事業者選択することができない0ABJ-IP電話サービスであると考えます。今後、PSTNからIP網へのマイグレーションが加速していくことを考慮すると、0ABJ-IP電話における事業者選択機能の追加を可及的速やかに行うべきと考えます。</p>
Ⅲ インターネット接続領域	16	<p>【総務省案】</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1)ブロードバンド市場における FTTH の分析の重要性</p> <p>① ブロードバンド市場における NTT 東西のシェアは、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、次章で見るとおり、FTTH 市場における NTT 東西のシェアと大きく関係してくるものと考えられる。</p> <p>③ また、NTT 東西による NGN を利用した回線サービス「フレッツ光ネクスト」等も普及しており、今後、利用の拡大が見込まれることから、NGN を利用したサービスの動向についても留意すべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>PSTNからIP網への移行が加速しつつある中、PSTNの実質的な移行先となっている地域IP網やNTT-NGNについては詳細な評価分析を行って頂く必要があると考えます。地域IP網及びNTT-NGNについては、そのアンバンドルの不十分さ等に起因し、FTTH市場におけるNTT東西殿の独占化が進展している状況にあり、マイグレーションの加速化とあいまって極めて競争環境を歪めている状況にあると言えます。特に、今後、移行先サービスの主流となるNTT-NGNについては、アンバンドルの不十分さの実態、複数市場に跨るサービス提供形態(バンドル提供)等の影響について評価・分析を行って頂くことが急務であると考えます。</p>

領域	頁	意見
	38	<p>【総務省案】</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) FTTH 市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくNTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている(11年3月末)。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構想の推進等を踏まえれば、FTTHが今後のブロードバンド市場の主要サービスになることは明らかであると考えます。本評価結果案において、競争の促進が重要視されている通り、真の公正競争環境の実現に向け、地域IP網・NTT-NGNにおけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等を早急に実現すべきと考えます。</p>
第3編 今後の競争評価の在り方	3	<p>【総務省案】</p> <p>3. 競争評価の見直しの必要性(様々な課題への対応)</p> <p>(2) 固定系のブロードバンドの中心的存在となっているFTTH市場については、インフラ整備、サービス提供の両面において利用者や通信事業者の関心が高まっており、政府としても、総務省が昨年12月に取りまとめた「「光の道」構想実現に向けて」において、未整備地域におけるインフラ整備、NTTの在り方を含めた競争政策の推進等を盛り込むとともに、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしている。</p>

領域	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>「光の道」構造実現に向けた進捗状況等の検証については、別添資料のように、本制度や競争セーフガード制度といった実績のある既存制度と連携を図ることで効果的に行うことが可能と考えます。その際、法律・経済・技術等に関する有識者、公正取引委員会、接続事業者等の参画、検証経緯の公表等により、透明性・公平性を担保することで、検証の実効性を高めることが必要と考えます。</p>
	7	<p>【総務省案】</p> <p>4. 分析及び評価に用いる指標</p> <p>(2) この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザリーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案があった。</p> <p>例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者ヒアリングにおいてあげられている、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目については、いずれも競争評価を実施する上で重要な指標であり、これらの指標も含め総合的に勘案した評価がなされるよう評価手法の見直しを早急を実施すべきと考えます。特に、NTTグループのブランド力の評価については、早急に具体的な評価方法の確立を行うべきであり、過去に民間会社が実施した評価方法等^{※2}を参考にその具体化を図るべきと考えます。</p> <p>※2 「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング殿、2009年7月24日公表)の概要 http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</p>
	9	<p>【総務省案】</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討</p>

領域	頁	意見
		<p>を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>戦略的評価のテーマとして競争セーフガード制度の検証結果における注視事項等を取り上げる点について賛同します。特にNTTグループとしてのグループドミナンスの検証については重点的に実施して頂く必要があると認識しています。また、その他の注視事項等についても、外部からの情報収集・調査能力に限界がある中、立証責任を接続事業者側に負わせるといったこれまでの競争セーフガード制度の検証方法の限界を克服し、総務省殿が有する「報告及び検査」の権限を十分に活用した戦略的評価がなされることを強く希望します。</p>

以上

「光の道」の検証の在り方 総合的検証体制の確立

- 「光の道」進捗状況等の**検証実施及び追加的措置等の検討を行う「光の道評価会議(仮称)」を政務三役体制の下に新設すべき**
- 法律・経済・技術等を専門とする有識者に加え、公正取引委員会・接続事業者等も参画する体制とすべき

【光の道評価会議(案)】

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政務三役の直下組織 ・ダイレクトな報告
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・光の道の進捗(目標達成度) ・ブロードバンド市場の競争の進展(NTT東西の市場支配力の変化) ・機能分離で講じられた措置への評価
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者(法律・経済・技術等) ・消費者団体 ・接続事業者 ・公正取引委員会 (計10名程度)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月～7月に既存制度と連携した検証を行う(一部の既存検証結果を前倒しさせる)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・検証経緯などは全て公表

